

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 報告第11号 「大槌町男女共同参画推進計画」の策定に係る報告について

○議長（小松則明君） 日程第1、報告第11号「大槌町男女共同参画推進計画」の策定に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 報告第11号「大槌町男女共同参画推進計画」の策定に係る報告について御説明申し上げます。

計画案を御用意願います。

1 ページを御覧願います。

第1章、計画の策定にあたって、1、計画策定の趣旨です。

男女が個人として尊重され、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画できる社会の実現に向け、町の取組を総合的かつ計画的に推進するものとしております。

2、計画策定の背景です。

国・県の動向を踏まえ、平成18年度から平成22年度を期間として取組を進めてきた大槌町男女共同参画プランおもいやりおおつちプランを踏まえ、本計画を策定するものです。

2 ページを御覧願います。

3、計画の位置づけです。

本計画は、男女共同参画基本法、女性活躍推進法、配偶者暴力防止法、国・県の計画を踏まえるとともに、第9次大槌町総合計画と整合を保つ計画としております。また、計画の期間は令和5年度から令和9年度までの5年間であり、必要に応じて見直しを行うこととしております。

4 ページをお願いいたします。

計画の基本理念です。

当町は、平成18年に大槌町男女共同参画プランおもいやりおおつちプランを策定し、取り組んでまいりました。引き続き、男女共同参画社会の実現を目指すため、本計画の基本理念を「誰もが尊重され 相手を思いやり お互いに支え合う 男女共同参画社会をめざす」としました。

5ページをお願いいたします。

男女共同参画社会の実現に向けた3つの基本目標と施策の方向、具体的な施策を記述しております。1つ目の基本目標は、お互いを尊重しあえる意識づくり、2つ目は、お互いに参画できる環境づくり、3つ目は、お互いに安心して過ごせる生活づくりであります。以降、6ページから20ページまでは、3つの基本目標を達成するための計画の内容を記述しており、施策の方向性、現状と課題、具体的な施策と取組を記述しております。また、現状の分析としてアンケート結果を掲載しております。

21ページをお願いいたします。

21ページは推進体制と進捗管理であり、町民との推進体制や連携の在り方について記述しております。また、進捗管理については、毎年、男女共同参画推進委員会を開催して取組状況の報告を行い、いただいた意見を計画に反映してまいります。

22ページから25ページは、各取組に対する目標値の考え方を記述しております。26ページからは資料となっており、36ページまではアンケート結果を、37ページから50ページまでは関係法令、51ページは計画策定に御協力をいただいた推進委員会の委員の皆様の名簿、最後のページは計画策定経過を掲載しております。

以上、「大槌町男女共同参画推進計画」の策定に係る報告とさせていただきます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 1点、伺いたいですけれども、現在、町政運営において様々な審議会が置かれていると思うんですけれども、女性の割合というのはどれぐらい審議会においてあるんでしょうか。

○議長（小松則明君） 時間には余裕がありますので、どうぞ。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） すみません。時間をおかけしまして大変申し訳ございません。

町の審議会の委員に占める女性の割合は現在、25%でございます。平成9年度における目標は、30%と設定しております。

○議長（小松則明君） 令和9年。

- 参事兼総務課長(藤原 淳君) 令和9年。失礼しました。
- 議長(小松則明君) 菊池忠彦君。
- 1番(菊池忠彦君) 現在、25%、令和9年度までに30%に引き上げる目標があるということですが、やはり女性の活躍の場の見える化という意味においても、まず、取っかかりとして審議会などに、今、25%ということなんですけれども、最終的には30%まで持っていくと。30%と言わずにぜひ50%、半分の割合で審議会などにも女性を入れて活躍の場の見える化という意味でも進めていただきたいと思うんですけれども、これについてどうでしょうか。
- 議長(小松則明君) 総務課長。
- 参事兼総務課長(藤原 淳君) 今回の目標の設定につきましては、県のほうでの目標の設定値等を鑑みた上で設定しております。そのところはベースにしておきながらも、今後、女性の割合というのはやはり、今、議員がおっしゃったように、男女の比率が同じようになるような割合というのも1つの考えであると考えております。
- 議長(小松則明君) 菊池忠彦君。
- 1番(菊池忠彦君) 県は県の進め方はあるでしょうけれども、当町は独自に男女共同参画推進計画という意味においても、やはり女性の活躍の場という創出に力を入れていただきたいと思います。御答弁はよろしいです。
- 議長(小松則明君) 臼澤良一君。
- 2番(臼澤良一君) 私のほうからは、この計画の策定の趣旨や背景が示されているわけですが、令和5年から令和9年、5年間の取り組むべき内容が掲載されています。実は、かつて行政は計画が作成されればもうそれで事業は終わりだという、そういう風潮があったと危惧しています。向こう5年間の計画の基本理念やそれに基づいたことを掲載していますので、ぜひ実現に向けて頑張ってもらいたいと思っています。コメントがあればお願いします。
- 議長(小松則明君) 総務課長。
- 参事兼総務課長(藤原 淳君) 本計画の策定に当たっては、町民アンケートを行って、男女共同参画社会の実現に向けてどのような取組をしたらよいか、担当課等と協議を踏まえて計画案を策定しました。その計画案を委員会から意見をいただいて最終的な成案というものにしております。この計画の中にも記載させていただいておりますけれども、計画が確実に実行できるように、取組ごとに設けた目標の達成状況を毎年確認しながら

進めてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。ぜひ検証しながら進めていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

以上で報告第11号を終わります。

日程第2、議案第54号から日程第18、請願第1号までの採決は、電子採決システムにより行います。

○

日程第2 議案第54号 大槌町議会議員及び大槌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第2、議案第54号大槌町議会議員及び大槌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。選挙管理委員会事務局書記長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（選挙管理委員会事務局書記長併任）（関 貴紀君）  
議案第54号大槌町議会議員及び大槌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年12月12日に施行されたことに伴い、町村選挙候補者の負担軽減を図ることを目的として大槌町議会議員及び大槌町長の選挙における選挙運動の公費負担を拡大することに関し必要な事項を定めるため、公職選挙法等の規定に基づき本条例を制定しようとするものであります。

それでは、条例案について御説明申し上げます。

次ページ、本文を御覧ください。

第1条は、この条例の趣旨を規定しようとするものであります。

第2条は、大槌町議会議員及び大槌町長の選挙における候補者の選挙運動用自動車の使用の公費負担について規定しようとするものであります。

第3条は、前条の規定の適用を受けようとする者の選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出について規定しようとするものであります。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続について規定しようとするものであります。

次ページをお願いします。

第5条は、選挙運動用自動車の使用の契約の指定について規定しようとするものであります。

第6条は、候補者の選挙運動用ビラの作成の公費負担について規定しようとするものであります。

第7条は、前条の規定の適用を受けようとする者の選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出について規定しようとするものであります。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続について規定しようとするものであります。

第9条は、候補者の選挙運動用ポスターの作成の公費負担について規定しようとするものであります。

第10条は、前条の規定の適用を受けようとする者の選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出について規定しようとするものであります。

次ページをお願いいたします。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続について規定しようとするものであります。

第12条は、この条例の委任について規定しようとするものであり、条例の施行に関し必要な事項は選挙管理委員会で定めようとするものであります。

附則は、この条例の施行日を定めるもので、公布の日から施行しようとするものであり、この条例の公布日以後、その期日を告示される選挙について適用しようとするものであります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第54号大植町議会議員及び大植町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

押し忘れがありますね。もう一度、お願いいたします。ボタンを押してください。

なしと認め、確定いたしました。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第3 議案第55号 大槌町上下水道料金等審議会条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第55号大槌町上下水道料金等審議会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） 議案第55号大槌町上下水道料金等審議会条例の制定について御説明申し上げます。

次ページを御覧願います。

第1条は、審議会の設置根拠であり、本条例の趣旨について規定するものであります。

第2条は、用語の意義について定めるものであります。

第3条は諮問機関としての審議会の設置について、第4条は審議会の所掌事務についてであり、審議会は、町長の諮問に応じて審議を行い、当該諮問に応じて意見を述べるものとしております。

第5条は審議会委員の人数及び委嘱する者の職について、第6条は会長を置くことの規定についてであります。

第7条は、審議会の会議について規定しており、原則、公開とするものの審議会の議決により非公開とすることができることとしております。

次ページを御覧願います。

第8条は資料提出の要求等について、第9条は庶務について、第10条は委任について、それぞれ規定しております。

附則、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） この審議会を設置することについて、どういう意味合いで設置するのかをお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 上下水道課長。

○参事兼上下水道課長(中野智洋君) 第1条のところ、「地方公営企業法第14条の規定に基づき」という言葉があるんですが、その14条に地方公営企業を経営する地方公共団体に管理者の権限に属する事務を処理するため条例で必要な組織を設けると定められていることから、これを根拠に今回の審議会の設置条例を上程しているものであります。

○議長(小松則明君) 阿部俊作君。

○8番(阿部俊作君) 審議会、この地方公営企業法というのは昭和27年でありますけれども、14条の規定。新しく決まった法律ではなく、今までは審議会を置いていなかったと思われませんが、その解釈でよろしいですか。

○議長(小松則明君) 上下水道課長。

○参事兼上下水道課長(中野智洋君) まず最初に、下水道事業のほうについては、近年、企業会計に移行したことから設置はしておりませんでしたし、上水道のほうについても、25年以上、料金改定はしておりませんでした。それ以前については5年ごとに改定をしていたということがありますが、審議会を設置したといった今までの規定、もしくは条例等もありませんし、そういう設置をしたということもありませんでした。よって、今回、改めて設置をするものであります。

○議長(小松則明君) 阿部俊作君。

○8番(阿部俊作君) 分かりました。

料金改定とかそういうのがありますけれども、この審議会にかける案件、そういうものの、これというのはありますか。

○議長(小松則明君) 上下水道課長。

○参事兼上下水道課長(中野智洋君) 設置条例の中の定義、設置、諮問とかにはありますけれども、基本的には、上水道のほうについては上水道の使用料ないしメーターの使用料等について、下水道のほうについては使用料のほか、受益者負担金、分担金等についてということで定めております。

○議長(小松則明君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより議案第55号大植町上下水道料金等審議会条例の制定についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れはございませんか。（「なし」の声あり）なしと認め、確定いたします。  
賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第56号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第56号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 議案第56号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次ページ、新旧対照表を御覧願います。

改正後は目次を追加し、章立てとしております。

改正後、第1章、総則。第1条は趣旨であり、地方公務員法の改正に伴い、引用する条番号等を整理しております。

第2章、定年制度。第3条、職員の定年は、改正前、年齢60年であるものを改正後は年齢65年に改正となります。

第4条は、引き続き、勤務させることができる定年による退職の特例についての規定であり、1号から第3号の規定による場合は、1年を超えない範囲で引き続き勤務させることができることを規定しており、2ページ、2項から4項については、さらに引き続き1年を超えて勤務させる場合について規定しております。

3ページ、第3章、管理監督職勤務上限年齢制についてです。第6条から第8条は、管理監督職の上限年齢についての規定であり、上限年齢を60年に定めているほか、管理監督職の上限年齢による降任を行う際の遵守すべきことを規定しております。

4ページ中段、第9条から6ページ、第11条では、上限年齢60年を超えた場合に管理監督職を持たせて任用する場合の特例任用について規定しております。

第4章、定年前再任用短時間勤務職員の任用です。第12条及び第13条では、年齢60年に達した日以後に退職した者を定年前再任用短時間勤務職員に採用することができることの規定であります。

7ページをお願いいたします。

附則の改正では、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における定年年齢の経過措置について規定しており、令和5年4月1日から2年ごとに定年年齢が1年ず



つ引き上げられ、令和13年4月1日から定年年齢は65歳となります。

8ページ、附則でございます。第1条でこの条例を令和5年4月1日としております。ただし、附則第11条の規定は公布の日から施行するものでございます。

第2条では、本則第4条における定年退職の特例による勤務延長に係る経過措置、第3条から第11条までは定年退職等の再任用に関する経過措置としての暫定再任用に関する規定となります。

第3条は、再任用に関する規定であり、旧条例60年の定年に達している者で65歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある者を1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用できるとしております。

第2項では、令和14年3月31日までの間、新条例定年退職後から65歳到達年度まで暫定再任用できることを規定しております。

第3項では、任期の更新は65歳以後、最初の3月31日までとしております。

第4項、第5項は、更新の際の条件であります。

第4条は、事務組合等の職員の再任用に関する規定であります。

第5条は、再任用、暫定再任用する場合、短時間勤務職員として採用できることを規定しております。

第6条は、事務組合等職員の再任用、暫定再任用する場合、短時間勤務職員として採用できることを規定しております。

第7条、第8条、第9条は、令和3年改正法附則により条例で定める事項の規定であり、施行日以後、新たに設置された職等も適用されることを規定しております。

第10条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置期間における規定であります。

第1条では、意思確認の規定であります。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第56号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第57号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例  
の整備に関する条例について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第57号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 議案第57号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。

新旧対照表を御覧願います。

第1条は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。改正前、「法第28条の5第1項」とあるものを改正後は「法第22条の4第1項」に改めるものでございます。

第2条は、大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。新旧対照表中、第7条第6項において改正前、「再任用短時間勤務職員」とあるものを改正後は「定年前再任用短時間勤務職員」と改め、さらに、任期付短時間勤務職員と読み替えるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第3条は、大槌町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正であります。減給の懲戒処分を受ける職員の給料について、60歳到達日以後の最初の4月1日から給料月額7割水準となるなどの変動があった場合は、当該変動後の給料月額の10分の1を減給とすることを定めるものでございます。

第4条は、大槌町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正であります。改正前、「再任用短時間勤務職員」とあるものを改正後は「定年前再任用短時間勤務職員」と改めるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第5条は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

第2条は、育児休業することができない職員についての規定であり、定年による退職の特例により引き続き勤務している者、役職を持って引き続き勤務している者を規定し

ているものでございます。

第9条、第17条、第18条の改正については、引用する条例の改正に伴う条文の整理であります。

6ページをお願いいたします。

第6条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第5条第7項において、改正後は60歳を超える職員の昇級についての規定を追加するものであります。第11項は、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額についての規定であります。

7ページ中段、第11条、通勤手当の支給に関する規定から、13ページ上段、第24条、非常勤職員等の給与までは、改正前、「再任用短時間勤務職員」とあるものを改正後は「定年前再任用短時間勤務職員」と改めるなど、条文の整理であります。

13ページから14ページの附則の改正では、第4項から第10項までを追加し、60歳に達した日以後における最初の4月1日以後、当該職員の給料月額を100分の70とするこの規定であり、臨時職員、非常勤職員、定年による退職の特例により引き続き勤務する職員には適用しないこと等を定めているものでございます。

15ページをお願いいたします。

別表第1、行政職給料表の改正は、改正前、「再任用」とあるものを改正後は「定年前再任用短時間勤務職員」と改めるものです。

第7条は、大槌町上下水道課企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であり、定年前再任用短時間勤務職員等には扶養手当、住居手当、単身赴任手当の支給に関する規定を適用しないことを定めております。

16ページをお願いいたします。

第8条は、大槌町職員の再任用に関する条例を廃止することを定めております。

附則、第1条、この条例は令和5年4月1日から施行する。

第2条では、この附則に用いる用語の定義です。

第3条は、大槌町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例を暫定再任用短時間勤務職員に適用することについて、第4条第1項は、暫定再任用職員の給与は一般職の職員の給与に関する条例中の別表第1の定年前再任用短時間勤務職員の欄を適用すること等を規定しております。第2項は、暫定再任用短時間勤務職員の給料の適用について、第3項は、暫定再任用短時間勤務職員の通勤手当等について、第4項は、暫定再任用職

員の期末手当の適用について、第5項は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の勤務手当の支給の規定です。第6項は、暫定再任用職員には昇級等の基準、扶養手当、住居手当は適用しないこと、第7項は、定年による退職特例により勤務している職員には適用しないことの規定であります。

第5条は、上下水道課企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置であり、暫定再任用職員に適用しない手当の規定であります。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第57号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

（音声なし）なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第58号 大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第58号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 議案第58号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、現行の期末手当の支給月数に本年12月期においては0.05月加算し、来年6月期、12月期以降については、それぞれ0.025月加算するものであります。

新旧対照表を御覧願います。

第1条は、大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例第4条の改正であり、令和4年度の議長、副議長及び議員に支給する期末手当の支給割合を改正前「100分の162.5」とあるものを改正後は「100分の167.5」に改めるものです。

第2条は、令和5年度以降の期末手当の支給割合の改正であり、改正前「100分の

167.5」とあるものを改正後は「100分の165」に改めるものです。

附則、第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

第3項、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第58号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

（音声なし）なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第59号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 議案第59号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

新旧対照表を御覧願います。

第1条は、一般職の職員の給与に関する条例の改正であります。

表中、第21条第2項第1号は、再任用職員以外の勤勉手当の支給割合を改正前、「100分の92.5」とあるものを改正後は「100分の102.5」に改めるものです。このことにより、本年12月期において現行の支給月数に0.1月加算され1.025月の支給となるもの

であります。

第2号は、再任用職員の支給割合の改正であり、改正前、「100分の45」とあるものを改正後は「100分の50」に改めるものです。このことにより、本年12月期においては0.05月加算され、0.5月の支給となるものであります。

別表第1の改正は、本年10月に岩手県人事委員会から職員の月例給の改定について勧告があったことを受け、平均約1,000円の引上げを行うことから給料表を改めるものです。

7ページをお願いいたします。

第2条は、令和5年度から適用する一般職の職員の給与に関する条例の改正であります。

第21条第2項第1号は、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合を改正前、「100分の102.5」とあるものを改正後は「100分の97.5」に改めるものです。これにより、現行の支給月数に来年6月期、12月期以降については、現行の支給月数にそれぞれ0.05月加算しそれぞれ0.975月支給されるものであります。

第2号は、再任用職員の支給割合の改正であり、改正前、「100分の50」とあるものを改正後は「100分の47.5」に改めるものです。これにより、来年6月期、12月期以降については、現行の支給月数にそれぞれ0.025月加算され0.475月支給されるものであります。

附則、第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例別表第1の規定は令和4年4月1日から、改正後の条例第21条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

第3項は令和4年4月1日前の異動者の号給の調整について、第4項は給料の内払いの規定、第5項は、前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関する必要なことは規則で定めるとしております。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第59号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

(音声なし) なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第 8 議案第 60 号 大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を  
改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第 8、議案第60号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 議案第60号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

新旧対照表を御覧願います。

第 1 条、新旧対照表中、第 7 条の改正は、岩手県人事委員会の勧告により特定任期付職員の給料表の 1 号級について、改正後は2,000円の引上げとなります。

第 8 条第 2 項の改正は、期末手当の改正を行うものであります。改正前の支給割合「100分の162.5」とあるものを改正後「100分の167.5」とするものであります。このことにより、本年12月期においては、現行の支給月数に0.05月加算され1.675月支給されるものでございます。

第 2 条、新旧対照表中、第 8 条第 2 項、期末手当の改正について、改正前の支給割合「100分の167.5」とあるものを改正後「100分の165」とするものであります。このことにより、来年 6 月期、12 月期以降については、それぞれ現行の支給月数に0.025月加算され1.65月の支給となるものです。

附則により、この条例は公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第60号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正す

る条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

(音声なし) なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第61号 大槌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第9、議案第61号大槌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長(藤原 淳君) 議案第61号大槌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、会計年度任用職員の期末手当の支給月数についてであり、令和5年度から現行の支給月数に6月期、12月期、それぞれ0.05月加算するものであります。

新旧対照表を御覧願います。

第12条は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当についての規定であり、今回の岩手県人事委員会勧告により、一般職と支給割合が異なるため期末手当の規定の追加等を行うものであります。今回の改正により支給割合を100分の122.5から100分の127.5に改正するものであります。

第19条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の規定であり、第12条の改正と同様の支給月数に改めるものです。

附則、この条例は令和5年4月1日から施行する。

以上、御審議、お願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより議案第61号大槌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。



押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第62号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第62号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 議案第62号職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

新旧対照表を御覧願います。

第1条は、本条例を定める趣旨を記述しており、改正後は、今後の法令改正に伴う条ずれが起こらないよう条文を整理し改めたものです。

第2条第3号、1ページ中段から2ページ中段までは、会計年度職員のうち育児休業をすることができない職員の規定であり、養育する子が1歳6か月に達する日までに任期が満了することが明らかな場合や引き続き採用されないことが明らかな場合等が該当するものです。

2ページ下段から4ページ上段まで、第2条の3第3号は、会計年度職員が育児休業できる期間を定めているもので、養育する子が1歳6か月到達日までとしているものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2条の4は、保育所の利用ができない場合等、養育の事情を考慮して特に認められる場合、1歳6か月から2歳に達するまで育児休業ができるとしているものです。

5ページをお願いいたします。

第3条は、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情についての規定であり、配偶者が負傷または疾病により入院したことなど、予測できない事情により養育に著しい支障が生じることになった場合とすることなどが該当するものでございます。

6ページをお願いいたします。

第3条の2は、出生後2回育児休業を取れる期間を人事院規則と同様に57日間と規定

するものです。

第10条は、育児短時間勤務の承認に係る規定であり、第6号で規定している改正前、「育児休業等計画書」とあるものを「育児短時間勤務計画書」と改めるものです。

第17条は、育児休業法第19条により部分休業をすることができない職員についての規定であります。

附則、第1項、この条例は公布の日から施行する。

第2項、この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条及び第10条の規定の適用については、なお従前の例による。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第62号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第63号 大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を  
改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第63号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 議案第63号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

次ページ、新旧対照表を御覧願います。

今回の改正は、大槌町放送番組審議会の委員、大槌町上下水道料金等審議会上水道事業の委員、大槌町上下水道料金等審議会下水道事業の委員を追加し、日額報酬をそれぞれ3,000円とするものであります。

附則により、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第63号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願ひいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第64号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第64号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長（太田信博君） 議案第64号工事請負契約の締結について内容を御説明申し上げます。

1、契約の目的。町道白澤高清水線橋梁整備工事。

2、契約の相手方。岩手県上閉伊郡大槌町大槌第22地割字下野216番地、松村建設株式会社、代表取締役天満昭広です。

今回の議決の事項は変更契約でございます。変更前の契約金額3億4,207万8,000円を1,876万6,000円減額して、3億2,331万2,000円にする変更契約です。

次のページの資料をお開きください。

仮契約は令和4年11月30日に行っております。

変更理由は各工種の数量精査に伴う金額の減少でございます。

位置図、平面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第64号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○

日程第13 議案第65号 訴えの提起について

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第65号訴えの提起についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 議案第65号訴えの提起について御説明を申し上げます。

本議案につきましては、交付した災害援護資金の償還金を滞納し催告にも応じないため、釜石簡易裁判所に支払いの督促の申立てを行ったところ、相手方から督促異議申立書が簡易裁判所に提出されましたことから民事訴訟法第395条の規定により訴訟に移行されますことから、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決をいただき訴訟手続に移行させていただくものです。

相手方となる債務者は、議案記載のとおりであります。

請求する債権の内容及び額につきましては、災害援護資金貸付金元金102万6,956円、この金額に対する遅延損害金9万8,195円の計112万5,151円であります。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第65号訴えの提起についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時57分

---

○

再 開

午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

日程第14 議案第66号 令和4年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定める  
ことについて

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第66号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第66号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについて御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、14款国庫支出金1項国庫負担金、補正額687万3,000円の増は、子どもための教育・保育給付費交付金等であります。2項国庫補助金、補正額1,540万1,000円の減は、キャッシュレス決済推進事業費の精算に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の減であります。

15款県支出金1項県負担金、補正額323万7,000円の増は、子どもための教育・保育給付費負担金等であります。2項県補助金、補正額1,068万4,000円の増は、生活困窮者原油価格・物価高騰特別対策事業費補助金、新規就農者育成総合対策経営発展支援事業費補助金等であります。3項委託金、補正額180万円の減は、参議院議員通常選挙委託金であります。

18款繰入金2項基金繰入金、補正額3,059万9,000円の増は、農業・水産業・公共交通事業者等への価格高騰支援事業等の補正財源とするふるさとづくり基金繰入金であります。

19款1項繰越金、補正額2,923万1,000円の増は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。主な充当先は、公共施設の光熱水費等であります。

21款1項町債、補正額440万円の増は、生産物6次化開発推進施設整備事業債の増であります。

2ページをお願いいたします。

歳出、2款総務費1項総務管理費、補正額2,849万1,000円の増は、電力価格高騰に伴う役場庁舎の光熱水費、文化交流センター指定管理業務委託料の増及び三陸鉄道株式会社に対する運行支援に係る沿線市町村負担金等であります。3項戸籍住民基本台帳費、補正額361万4,000円の増は、マイナンバーカード普及促進強化に係る人件費等でありま

す。4項選挙費、補正額180万円の減は、参議院議員通常選挙に伴う職員手当等であります。7項地方創生費、補正額9万6,000円の増は、高校魅力化推進事業業務委託料の減、地方創生6次化開発推進施設整備工事の増であります。

3款民生費1項社会福祉費、補正額1,073万5,000円の増は、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業等であります。2項児童福祉費、補正額1,466万円の増は、保育所運営費委託料、障害児入所給付費等であります。

4款衛生費1項保健衛生費、補正額171万3,000円の増は、養育医療給付費負担金、燃料・電力価格高騰に伴うおおつち斎苑の燃料費等であります。2項清掃費、補正額76万8,000円の増は、電力価格高騰に伴うリサイクルセンター、最終処分場の光熱水費であります。

6款農林水産業費1項農業費、補正額453万5,000円の増は、人事異動に伴う人件費の減、新規就農者育成総合対策経営発展支援事業補助金、農業緊急支援補助金等の増であります。3項水産業費、補正額772万8,000円の増は、水産業緊急支援補助金等であります。

7款1項商工費、補正額1,217万3,000円の減は、キャッシュレス決済推進事業費の減、地域経済活性化事業業務委託料等の増であります。

8款土木費2項道路橋梁費、補正額180万円の増は、電力価格高騰に伴う街路灯の電気料金であります。3項河川費、補正額46万5,000円の増は、準用河川維持管理業務委託料であります。4項都市計画費、補正額434万1,000円の減は、下水道事業会計負担金の減であります。

9款1項消防費、補正額142万円の増は、消防団第4分団消防屯所整備に係る用地購入費等であります。

10款教育費2項小学校費、補正額76万9,000円の増は、電力価格高騰に伴う吉里吉里小学校の光熱水費であります。3項中学校費、補正額25万2,000円の増は、燃料・電力価格高騰に伴う吉里吉里中学校の燃料費、光熱水費であります。4項義務教育学校費、補正額329万2,000円の増は、電力価格高騰に伴う大槌学園の光熱水費であります。

3ページをお願いいたします。

5項社会教育費、補正額124万1,000円の増は、電力価格高騰に伴う公民館等の光熱水費、中央公民館指定管理業務委託料の増であります。6項保健体育費、補正額398万2,000円の増は、電力価格高騰に伴う学校給食センターの光熱水費、城山公園体育館指

定管理業務委託料等の増であります。

12款1項公債費、補正額57万6,000円の増は、町債元利償還金であります。

4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費、追加。款、項、事業名及び金額の順に読み上げます。款及び項が同一な場合は、款名及び項名の読み上げを省略いたします。

2款総務費1項総務管理費、情報化推進事業1,664万4,000円。戸籍情報システム事業470万8,000円。

10款教育費6項保健体育費、勤労青少年体育センター管理運営事業643万5,000円。吉里吉里地区体育館管理運営事業741万4,000円。

5ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正、追加。事項、期間、限度額の順に読み上げます。

スクールバス運行业務委託料、令和4年度から令和5年度まで、2,900万8,000円。

今回の債務負担行為補正は、令和5年4月より開始される業務委託を令和4年度中に入札執行するための補正であります。

6ページをお願いいたします。

変更。事項、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。期間は、補正前と同様のため省略いたします。

大槌駅観光交流施設指定管理業務委託料1,760万円、1,960万円。

中央公民館及び城山公園体育館指定管理業務委託料7,912万1,000円、8,404万1,000円。

安渡分館指定管理業務委託料1,211万4,000円、1,338万6,000円。

7ページをお願いいたします。

第4表地方債補正、変更。起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様のため省略いたします。

生産物6次化開発推進施設整備事業1,100万円、1,540万円。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,782万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億4,655万6,000円とするものです。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

4ページをお開きください。

第2表繰越明許費、追加。進行いたします。

5 ページ、第 3 表債務負担行為補正、追加。進行いたします。

6 ページ、変更。進行いたします。

7 ページに入ります。

第 4 表地方債補正、変更。進行いたします。

10 ページをお開きください。

歳入、14 款国庫支出金 1 項国庫負担金。進行いたします。

2 項国庫補助金。菊池忠彦君。

- 1 番（菊池忠彦君） 国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のところで伺いたいと思います。この交付金の中に公共施設の電力等価格高騰に伴う予算が含まれていると思うんですけども、個別の施設内容については歳出のところでもなたかが伺うと思うので、ここでは大枠について伺いたいと思います。

合同常任委員会で配付された資料を見ると、24 の公共施設に合計 3,025 万 5,000 円の補助が入るわけでありましてけれども、それぞれの施設で金額が違うわけですね。これは、どのような算定基準を用いてこの金額を出したのか。その辺を御提示願いたいと思います。

- 議長（小松則明君） 企画財政課長。

- 企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

公共施設の電力価格の高騰の件についてお答えいたします。役場庁舎、それぞれいろんな公共施設があります。その中で施設ごとに電力価格の高騰のシミュレーションをしながら、個別に 3 月までの年度内の不足額をシミュレーションした結果、3,022 万 5,000 円という今回の公共施設の電力価格ということでの予算要求をさせていただいております。

- 議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

- 1 番（菊池忠彦君） 分かりました。

何でこのような質問をしたかといえば、今、町民一人一人が物価高、また、燃料費上昇の中で一生懸命節電に努めているわけでございます。例えば、寒いけれども電気代がかかるから暖房器具のスイッチは入れないでおこうとか、そういった我慢をされている方々がたくさんいらっしゃるわけですね。特にお年寄りの方々は我慢強い方が大変多いので、寒いけれども着込んで重ね着をして寒さをしのぐといった方々がいらっしゃるわけであって、そういった町民がぎりぎりのところで我慢している中で、いかに国の交



付金で、また、公共施設だからといっても補助金の額が果たして妥当なのか。そういった疑問も出てくるわけでございます。その辺の考え方というのは、町としてどうでしょう。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

今回の公共施設の電力料等の財源であります、このコロナ交付金を充当しているわけではなく、読み上げ原稿でも説明したとおり、繰越金等の単独費を充てているという状況であります。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 失礼しました。繰越金等を充てているということで。

いずれにしても、やはり状況は、今、申しあげましたとおり、町民が我慢している中でこういった補助を入れるわけですから、その辺はしっかり考えた上で。

シミュレーションというお話を先ほどされておりましたけれども、そのシミュレーションというのも、もっと再考すれば節減できるような、逆に、そういうシミュレーションもできるのではないのでしょうか。これについて。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

まず、削減のシミュレーションという観点でありますけれども、なかなか。まず、3月までにかかった公共施設、指定管理を除く公共施設については、そこで不足額はならないようなというような観点も持ち合わせております。いずれ菊池議員がおっしゃっているように各公共施設の節電も取り組みながら、今年度の電力料の削減には取り組んでいきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 同じ項目なんですけれども、コロナの感染症の臨時交付金がマイナスになっているということは、不用額が出ているという話だと思うんですが、この理由は何なんですか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

キャッシュレス決済の清算をいたしました。当初は4,000万円くらいの事業でやりましたが、期間が終了しましたので差額分を減額しております。

補足でありますけれども、国からの交付金が町については約2億5,300万円程度、実施されております。しかしながら、コロナ対策、物価高騰に対しては、町の今の予算上では約2億8,000万円程度、約2,800万円程度超したような事業展開を図っております。その中で、不用額等が出ればその辺が圧縮になってくるという見込みでの今、事業展開を図っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今、キャッシュレスという話があったんですけれども、キャッシュレスは当初、想定していた町内の飲食とか、いろいろなキャッシュレス決済を導入して可能な店舗というのはどうだったんですか、見込みより。例えば、300店舗でキャッシュレスしてほしかったけれども、200にとどまったのか。もうほとんど、私もキャッシュレス決済でやるんですけれども、やはり使えるところと使えないところがあるんですが、何かそれについて御意見があれば。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長 農業委員会事務局長併任（岡本克美君） ありがとうございます。これは令和2年度より実施してございまして、3年目でございます。昨年と比べれば2倍には上がってございましたが、町内での店舗数は、タクシー等の1台1台も含めると400近くでございますが、想定よりも利用率が悪かったということでございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

15款県支出金1項県負担金。進行いたします。

2項県補助金。進行いたします。

3項委託金。進行いたします。

18款繰入金2項基金繰入金。進行いたします。

19款繰越金1項繰越金。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 先ほどの財政課長の説明の中で、この繰越金とふるさとづくり基金とかを入れて物価高騰に財源として充てているという話がありました。そのほかに国のほうから、国庫のほうから物価高騰によるという、例えばそれを何パーセント交付で算入するのでその財源にしてくださいねとか、そういう話というのは現状、あるのでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 国からは直接、物価高騰に対しての交付税等のあれはあ

りませんが、今年度についても、見込みより多い国税の算定になるという見込みで、去年のように普通交付税の再配分が年度末にはあり得るかという情報は得ております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 私も福祉施設を経営していながら、団体のほうで国に要望はしているんです。物すごい金額だから。ところが、要望はしているけれども、結論は出ていないんですけれども。全国自治体を見回したときに、例えば、このように繰越金を財源として物価高騰の電力料を賄うということをやっていたら大変ですよ。国は支援していると言っているわけだから。そこら辺も、どういうアクションを取っていけばいいのかとか、どういう情報で幾ら相当分が来るのかとか、やはり議論は正確にしておかないと。取りあえず出さないといけないから繰越金を使ってますだけでは、それは懐、こっちから持ってきて、こっちさ持って行って、取りあえずやるみたいな話なんだけれども、そもそもの財源を担保しなければいけないわけだから、そういうことを念頭に入れておきたいというふうに。また支出でやりますけれども、そのような意見を述べておきたいと思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

21款町債 1 項町債。12ページ上段まで。

歳入を終わります。

歳出に移ります。

歳出、2 款総務費 1 項総務管理費。白澤良一君。

○2 番（白澤良一君） 企画費の委託料、大槌町文化交流センター指定管理委託料390万円、ここについて質問します。

先月開催された常任委員会でも説明がありました。電力料金の価格高騰に伴う金額補正ということですが、総額390万円を単純に来年1月から3月まで3か月で割ると一月130万円なんですけれども、12月の電気料金がまだ分からない中で、4月から11月の1か月当たりの月平均の電気料金は幾らでしょうか。もちろん、他の施設の値上がりも計上されていますけれども、取りあえず交流センターについてお尋ねします。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 390万円ということで内訳、大体の根拠というか、そういうことだと思いますけれども、こちらのほう、施設そのものが高压電力の大きな施設でございまして、そちらのほうの値上げというのが11月から大幅に上がります。

ということで、その分も含めて、今後、昨年度の利用実績と使用単価、高圧電力の何ぼ上がったというような数字がありますので、その辺を乗じた上で年間、算出して指定管理料の中で見込んでいる額があるんですけども、その差額としては、今回、上程させていただいております390万円ということで算出いたしましたので、そういう理由で今回、390万円ということで上げさせていただきました。

○議長（小松則明君） 当局、いいんですか。間違いの答弁の場合は……。答弁、できますか。（「はい」の声あり）

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） すみません。9月から12月までの電気料……（「4月」の声あり）、4月から。

○議長（小松則明君） 上司のほうがしゃべっていただけますか。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） すみません。数字、私、持っていますので、お答えさせていただきます。すみません。（「はい」の声あり）

申し上げます。4月が39万9,015円。すみません。（「平均」の声あり）平均ですか。ちょっとお待ちいただいてもいいですか。平均ですね。

○議長（小松則明君） 郷古課長、焦らないでください。

1か月、1か月、郷古課長、言ってください。平均、出さなくてもいいから。それでいいですか。

協働地域づくり推進課長、どうぞ。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 4月から9月までの平均ということで。

（「11月」の声あり）失礼しました。もうちょっと時間をください。すみません。

ただ、12月になりますと見込みの額が入ってくるんですけども。（「私が聞いたのは4月から11月」の声あり）11月。すみません。11月も先月の分でまだ請求のほう来ていない、こちらも見込額になるので。9月までが実績額で算定しているんですけども。9月までであれば、実績額ということで。お時間いただければ、もう1回、検算しますけれども。（「はい、直近のデータで構いません」の声あり）すみません。

○議長（小松則明君） 読み上げたほうが。物価高騰で上がり下がりがあるから、月のやつを言ってください。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） はい。すみませんです。では、実績、9月までの分で読み上げさせていただきますので、よろしく願いいたします。

4月が39万9,015円。5月、34万4,337円。6月、39万8,284円。7月、46万6,382円。

8月、46万6,244円。9月、66万3,977円。以上が実績額でございます。

どうも失礼しました。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 月によってアップダウンがあるというのは、初めて聞きました。

何でこういう質問をしますかという、やはり受託者である法人が、もちろん一生懸命管理運営に御尽力しているというのは分かりますけれども、大切な町の税金を使って施設を管理するわけです。真剣に取り組んでいただきたい、そのように思っています。

先月の委員会でも質問したんですが、やみくもに金額がアップされたからすぐそれを変更するのではなくて、どの程度の、やはり高騰がある程度、変更して、どの程度高騰したら契約を協議して変えていくという、そういう約束事があってしかるべきだと思いますが、基準というものはあるんですか。どのぐらいの物価の高騰に対してであれば町として、要するに、委託者として変更を認めるという、そういう基準値というものはあるんでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） まず、変更に関する基準ということでは、当時の中でも明確な、何%以上はこうだということはありません。

指定管理上の受託者との間では、リスク分担というところで仕様書のほうで定めてございまして、一般的な物価上昇については指定管理者がそのリスクを負うものとされていますが、ただし書で、著しい物価変動があった場合についてはこの限りでないということで、今回はかなりの物価上昇ということでしたので、指定管理料の変更ということで対応すべきということで判断して今回なったものです。

ただ、協議のタイミングなんですけれども、今回、不足するだろうという見込みの分で電気料金を上程させていただいてございますが、これはそのまま即座に、議決いただきましてすぐその額のまま協定書を変更、いわゆる増額するというのではなく、年度末に向けて実績を見て最終的な電力料金を見た上で、この範囲内で協定書の変更ということで考えてございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 余剰金があったら町のほうに返すと、それはもちろん、リスクは受託者が負うというのは当たり前だと思うんですが、あまりにも言われっ放しで、そのとおり町が受けたら幾ら税金があっても足りないです。その辺についてはきっちりとチ

エックをお願いします。

それから、施設の維持管理業務に、私の拙い見解なんですけれども、指定管理と業務委託がありますよね。業務委託の場合には、施設所有者、要するに町が電気料金を支払う。ところが、指定管理委託というのは受託者、言わば、これは管理を受け付けた法人が支払わなければならない。大槌町文化交流センターは指定管理ですので、おらが大槌が支払う必要がありますが、私が調べた中では、新電力と契約をしているという情報を得ております。これが事実なのかどうか。また、それが事実とすれば、指定管理者、いわゆるおらが大槌が委託者である町の施設を管理者おらがの独断、判断で他の電力会社と契約を締結できるのでしょうか。それができるのであれば、根拠、それから、町との協議文書、そして、新電力の会社と契約書を締めているのかどうか。それを確認したいのですが、その点について御答弁いただきます。

もう3回目ですのでこれで終わりますけれども、この件に関しては、本当に極めて私も重要なことだと思っています。やはりこれは、私だけではなく先輩議員の皆さんも真剣に考えておられることなので、ぜひそのように考えてほしいと願っております。

御答弁をお願いします。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） まず、指定管理者とこちらのほうで協定書といますか、仕様書を結ぶ場合、やはり施設の維持管理については節減に努めることという条項がございます。そういった中での指定管理者の削減に努めた行動であったということです。

あと、その協議書等ということですが、その場合、月次報告ということだけで、その時点では、昨年6月に新電力に契約変更したというふうな報告は受けてございます。その契約書と写し、金額の明細ということで、それと併せてこちらのほうでも取得してございました。

よろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 待ってください。そのほかに根拠たるもの、簡単に甲と乙はできるんだね。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） その根拠については、冒頭、申し上げましたとおり、指定管理者の義務として施設管理の維持に係る節減に努めることということがありますので、その分での対応ということになります。

○議長（小松則明君） ちょっと質問の内容が。例えば、聞いているのは、その金額をやって、では、そのときもうけたら役場さ返してやるの。

補助的に。3回目以降は駄目ですけれども、内容を把握していません。それに対して発言を求めている内容についての再度発言はよろしいということにします。

○2番（臼澤良一君） ありがとうございます。

私が言っているのは、お尋ねしているのは、甲の、要するに委託者、町の施設を受託者自らが新電力と委託契約をしてよろしいということなんですか。その中ではやはり施設の所有者である町と十分な協議の上でやるべきだと思っています。その中にはやはり書類、契約書等々が残っているはずですので、ぜひそういうところも示していただきたいと、そういう思いで質問いたしました。

○議長（小松則明君） 出せるんでしょう。出せる、出せないをお答えください。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） その事前の協議というのはございませんでしたので、お出しできません。報告ということでいただいていたということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） いいですか。はい。

先ほどから手を挙げていますので、阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まず、委託料ということで、電気料金も含めて年間契約を結んでいるわけですよね。それで、値上がりしそうだということで390万円ということなんですけれども、これは、値上がりを見込んだ分だけの金額になりますよね。

あと、もう一つ、昨年6月、新電力に移行したという、そういうことなんですけれども、これはどういう理由があってそのように移行したのか。その時点で電気料はどうなったのかをお聞きしたいんですが。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） まず、1点目、今回の金額ですけれども、比較しての電力料金の値上がり分のみということでございます。

2点目で、最終的な……（「新電力に変えた」の声あり）、すみません。効果につきましては、削減効果ということで、やはりそれ以前の契約金額よりも明らかなのが、基本料金についてはほぼ半額ということで、そういう効果は年間を通してはあったかということです。

ただ、年間、やはり昨日も少し利用状況ということでお話ししたのですが、それでも

非常に活用していただいているので利用回数、あるいは件数とか利用者数も増えている中では、当然、電力料金も上がっていて、そういった削減効果をしなくてもなお、相当の電力料が年間としてはかかったということです。

よろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） はい。ええと……

○議長（小松則明君） 阿部俊作君、ちょっと……。 （「（聴取不能）」の声あり） ちょっと、ちゃんと話をしてください。提出書類を求めることになるかも分からないので……。 （「（聴取不能）」の声あり） （「暫時休憩」の声あり） 暫時休憩、すいません。防災担当……、課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） お答えします。

電力の値上がり分だけかという御質問に対してですが、新電力から、新電力の価格が上がってしまったために新電力で契約しているメリットがなくなり、東北電力に切り替えることとしました。その間、最終保障という高額な料金を取られておまして、電力の値上げ分だけではございません。

それと、もう1点、修正いたします。先ほど新電力に契約したのは令和3年6月と答弁しましたが、令和3年4月からです。 （「4月」の声あり） はい、4月からです。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まず、今、言ったのは電力の値上げということではなく、別な金額も入っているということですね。であれば、これは電力の値上げと説明しましたけれども、もう少し考えなければならないこと。

それから、昨年4月からやって半額だったということは、ここで利益が上がっていますよね、電気の。大槌町との契約金額、出して、さらに、その電気料金の中で利益が上がったと考えられますけれども、そうした部分の契約のお金をいただく、それから、そこで切り替えて電力からも利益を得る、こういうふうには受け取られるんですが、それはどうなのでしょう。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 令和3年度において切り替えて新電力の安い電力で利益というお尋ねでしたが、結果的にこちらのほうで指定管理料の中で積算、見込んでいる額が実際480万円でございます、年間で。実績が、新電力に切り替えてもな



お、510万円を超えていたということで、この分に関して新電力に変えたから利益が出たとかということではなく、むしろ削減によりオーバーした分をこんな感じで圧縮したというふうに捉えてございます。利益は出てございません。（「今の答弁でよろしいですか」「そりゃおかしいべだら」の声あり）

○議長（小松則明君） 課長。（「協働参与でお願いします」の声あり）協働参与。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） お答えします。

圧縮していると申し上げましたのは、利用件数が非常に伸びていることにより電力使用量そのものが増えております。ですので、その分、新電力に契約したことによって、昨年度においては東北電力に契約したよりも圧縮してはいるんですが、契約している当初、指定管理料における電気料金480万円を見込んでいたところ、やはり利用量の上昇であるとか、電気料の上昇とかで最終的に510万何がしになっておりますので、指定管理者のほうでもうかっているという状態ではございません。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） では、まず、切り替えましたという連絡を受けたということなんですよね。そして、電力を変えるというのは事業者のほうで決めたことで、こっちは関わっていない、ただ報告だけを受けてこうなったということなんですけれども、これであれば、経営者の責任で経営の損失ということで事業者の責任になるわけではないですか。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 事業者の責任ということですが、先ほどもお話ししたとおり、それぞれ受託者におけるリスク分担の中ででき得る限りの効果的な契約を締結したということで、そういった意味では、リスク分担の指定管理者の責任においてそれは実行したというふうに捉えてございます。（「事業者の責任でな」の声あり）

○議長（小松則明君） いやいや、郷古課長。新電力に変えて、結局は赤字じゃった。例えば、東北電力のままでやって赤字じゃったら、東北電力は東北電力でいって赤字のその差額までしゃべれば、差額しゃべったのはどうにもなんねけど、変えたのはあれでしょう。おらがですよ。それに対する質問だ。変えなかったらどうだったのかというところまで話をしてください。

協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長(郷古 潔君) 申し訳ございません。

仮に3年度、事業者の判断で、先ほど申し上げているような新電力切り替えでございましたが、仮にそのまま東北電力さんのままの場合の試算でございますけれども、大体、年間で100万円ぐらい、これ以上多かったというふうな試算をしております。

よろしいでしょうか。

○議長(小松則明君) 何回目でしたっけ。(「3回目」の声あり) 東梅康悦君。

○9番(東梅康悦君) 先ほど課長が480万円ほどという話をしました。先日いただいた資料の中にも直営の場合も月40万円ほどの電気料で年間480万円ということが、細かいところで積算の根拠が載っていたのがあるんですが。そこで、480万円が、390万円加算になると870万円になります。そうすると、この部分の電気料金が180%になるんです。今、様々な公共施設が電気料の高騰分を補填しようとしていますが、180%に近い公共施設はございますか。

○議長(小松則明君) 暫時休憩いたします。

休 憩

午前11時57分

○

再 開

午前11時59分

○議長(小松則明君) 再開いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長(太田和浩君) 答えいたします。

ほかの施設での割合が高いところという質問に対しては、役場庁舎で145%の増加であります。

○議長(小松則明君) 今の答弁でよろしいですか。東梅康悦君。

○9番(東梅康悦君) 庁舎が145%。がたいを比べたら、じゃあという話になりますよね。規模感というか、建物の規模感を、じゃあ一緒にされるのか。割合ということ聞いたので、145%でよろしいでしょう。

先ほど390万円の話が同僚議員の中であったとき、参与さんのほうからこれは電気料のアップ分だけではないよと。保障分も含まれているというお話があったと思うんです。私の聞き間違いなのか、今まで聞いていた常任委員会等の説明の中では、電気料のみという感じで上昇分、役場側は我々に説明していたと思うんです。それは、ウエートが、電気料分が多いからということもあるかもしれませんが、やはりまず東北電力と直営時

代、契約していた中で480万円という電気料の積算額、指定管理料における480万円とは結構な割合ですよね。それを指定管理している業者さんがよかれと思ってやったと思うんですが、ただそれは、やはり役場側と協議の上でやるべきことだったのではないのでしょうか。

いずれにいたしましても、先ほど参加が申し上げました、それでは最終保障分、これはどの程度になっているのでしょうか。お願いします。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） こちらのほうですけれども、9月分といたしまして66万3,977円と、10月のこちらは見込みになりますけれども、69万172円ということです。

あと、最終保障供給ということで御説明申し上げましたが、新電力の新たな制度に対する仕組みでございまして、例えば、大手電力さんと違って新電力さん、実例あるんですけれども、途中で業務をやめてしまった場合、そのサービスを受けている側は電力が来ないことになるので、それを保障しますということの制度で、これは制度の名前上、最終保障供給ということですが、中身はあくまでも、新電力が急に営業を停止した場合でも全国の幾つかの窓口で最終保障供給という制度の下に電力を供給しますということですので、電気料金であるということでございますので、名称は違いますが、あくまでもこれは電気料金でございます。補足させていただきます。

○議長（小松則明君） 今の答弁では……。 （「（聴取不能）」の声あり）いいです。どうぞ。

○9番（東梅康悦君） 当初の説明の中で最終保障供給分ですか、そういう部分もあれば、もっとよかったのかなと思います。

いずれにいたしましても、40万円です積算しているものであるなら、リスクもデメリットもメリットもあると思うんですが、やはりこれは、電気料が結構な割合を占めているわけですから、協議した上で電力会社等を変更する場合は役場等も入るべきだったと思う。それが入っていなかったと。今、急に上がって補填してほしいというのも、これは、我々はどう判断したらいいのでしょうか。今回の補正予算には、様々な部分が入っていますよ。農業も漁業も福祉灯油も入っているんです。この部分が足かせになっているんです、正直。よく考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

- 協働地域づくり推進課長(郷古 潔君) 協議についてということですが、先ほどお話ししたとおり、昨年度、東北電力さんから新電力に変わるときは、お答えしたとおりで、報告ということではいただいています。今年度、新電力から新電力そのものも実は値上がりという報告を受けていて、それについてどう対応すべきかということは協議してございます。最終的に11月に今回のことも含めて指定管理者とは協議している経緯はございます。
- 議長(小松則明君) いいですか、今の。はい。菊池忠彦君。
- 1番(菊池忠彦君) 今、議論の中、御答弁の中で新電力についてのお話がありましたけれども、昨年、協議の上で新電力会社に事業者が変えたということですが、今現在の新電力会社の状況を御存じですか。今の新電力会社の状況は御存じですか。
- 議長(小松則明君) 協働地域づくり推進課長。
- 協働地域づくり推進課長(郷古 潔君) すみません。状況そのものはお答えできるような内容では私も、新電力の制度なりそういった、新たな電力自由化によって大手電力以外でもそういった新電力というのがあるというのを存じ上げている程度でございまして、すみません。
- 議長(小松則明君) 菊池忠彦君。
- 1番(菊池忠彦君) 今、新電力の状況は、昨今の世界情勢などを鑑みて、西日本でございまして、この春以降に少なくとも庁舎や学校など209が止められているんです。新電力会社と契約している公共施設が。当局は、事業者に対しての指導というのを行う義務があるわけですね。そういう現在の電気代が上がってくる、もちろん、電気代が上がっていることはもう当局だって分かっているわけだから、ではその状況をしっかり調べた上で適切な進言を事業者に対してすべきじゃなかったんですか。止まってしまいますよ、電気。どうですか、その辺。
- 議長(小松則明君) 協働地域づくり推進課長。
- 協働地域づくり推進課長(郷古 潔君) 今回の値上げにつきましては、おっしゃるとおり、新電力そのものも値上げということでの話でございまして、6月か7月くらいだったと思います。その頃からその値上げ幅等について指定管理者と協議してございます。当然、その中では新電力そのものもかなり上がり、新電力そのまま契約していること自体にメリットがないということになりました。では、東北電力ということで契約変更ということでの話合いの中では、実は、東北電力さんが値上げの時期にすぐに契約できな

いという事情があり、その間、先ほど話した最終保障供給ということの受皿といいますか、そういったのがありました。その中でも、そのまま新電力で契約するよりも最終保障供給のほうが安いということの資料を確認しながら、最終保障供給で9月、10月ということで切り替えてございましたが、後日、東北電力さんのほうから11月からの契約、いわゆる供給できるということでしたので、そこで今回、11月からの東北電力の契約ということで積算しているものでございます。そういう経過がございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） いいです。いまいち分からないんだけども。

取りあえず、先ほど来から出てきております保障料をなぜその電気代に上乗せしてそれを補助しなければいけないのかというのは、これはおかしいですよ。だって、リスクは受託者が負わなければいけないわけだから。その保障料の分は、それは受託者が負うべきです。そうでしょう。だって、リスクは受託者、事業者が負わなければいけないんだから。そういう契約なわけですよ。だったら、わざわざ電気代に保障料を上乗せして、そういう制度だからと言うけれども、道義上、違うでしょう、それは。考え方が。全く違うですよ。保障料のお話が常任委員会なり何なりで以前に、もっと前にお話が出ていれば、我々議会としても対応が全く違って来るんですよ。何で今になって保障料という話が出てくるんですか。それは違うでしょう。単純に電気料だけの話でしょう、だって、最初に補正にのつけた話は。それが何で今になって保障料という話になるんですか。論点、違いますよ。御答弁。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） こちらの最終保障供給制度というのは、保障という名前がついていますけれども、先ほどお話ししたとおり、電力自由化による電力会社が成立しない場合であっても一般送配電事業者に供給義務として最終保障供給義務ということで設けている、いわゆる新電力が何らかの都合でそれまで契約されていた方に供給できなかった場合に一般的な電力会社にそれを保障しなさいという制度です。制度の内容になります。ですので、供給しているのはあくまでも電力であり、保障ということではなく、そういった供給できなかった場合に対する救済措置で電力供給措置としての名称ということで、あくまでもこれは電気料ということでございます。

○議長（小松則明君） 協働参与。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） お答えいたします。

すみません。先ほどの私の説明も悪かったのかと思いますけれども、最終保障契約というものに保障料という名称はないんです。ただ、この最終保障契約というのは、それ以外の契約に比べ基本料金なり単価が高いです。なので、先ほど課長が言った、あくまでも9月の66万円、あるいは10月の69万円というのは電気料だということは、電気料の算出として出てきているということは間違いありません。ただし、単価が高い。新電力をやめたいと言ってから東北電力に契約ができるまでの間、どうしても最終保障契約を入れなければいけなくて、そこで高くなっているという事実はございます。（「だって、それ承知でやってるわけだからさ」の声あり）

○議長（小松則明君） 菊池議員、いいですか。中身が足りない部分があった……（「（聴取不能）」の声あり）、はい。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 言葉は別にして、やり取りの中で最終保障が高額になったという表現があったわけですよ。だから、本来であれば民間だろうが東北電力だろうが払ってきた。節電したいがために民間に変えた。でも、やっぱり高かったから東北電力に戻した。そのところに最終保障何たかが高額になった。だったら、民間電力を続けていった場合との差額はどうかだったのかという話になるわけですよ。保障料でないとしたらね。保障料でなくてあくまでも電力料金なんですと。だから、最初の民間電力と東北電力を同じくやっていったときはこのぐらい差額があったけれども、やはり途中で11月に変えたことによって、やはり本来は得だったんですよということを言いたいのか。それとも、保障料が高額だったと言うもんだから、じゃあ切り替えたからそうなったのか。さっき基本料金が新電力で50%になった。2分の1になった。私もやっていますから、分かりますよ、それは。それで東北電力に戻したから、2分の1が100%になった。だから上がった。それは分かる。それは分かるんだけど、そのままやっていったときを見越して、差額がこうだからやはり変えたほうがメリットがあるよねと変えたんだろうなと思うんですよ。ただ、我々は、「保障額」とか「高額」と聞いたから、それは乙がよかれと思って町とも協議せずにやったのだったら、そのプラスアルファは乙が見るべきなんじゃないかというのが、再三やっている。それに対する答弁が明確でないから、みんなが腑に落ちないんです。分かりましたよね、言っていること。はい、答弁。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 申し訳ございません。

9月に新電力、切り替える選択肢として、そのまま新電力に契約更新した場合と最終

保障供給で比較した場合、最終保障供給のほうが安かったという経緯がございます。それでそちらを選定したと。

あと、もう1点、新電力のままでよかったのではないかということですが、そちらについては、今回の計上させていただいています見込額よりもおよそ20万円とちょっと、やはりそのままの契約だと上昇するということの比較の上で、このような判断の下に契約、安いほう、安いほうという形で契約させていただいた経緯ということでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） トータルして3月までの予測をしたときに、切り替えたほうにメリットがあったので変えたんです。だから、令和3年4月に民間電力に変えて節減を図ったものは消えちゃったけれども、今、11月から変えることにメリットがあったから、それは協議を受けたので役場も認めたんだということでもいいんですよね。

そうすれば、当局が説明している利用数が増加したので電力量も上がった、基本料金は2分の1が2分の2になった、ですよね。消費電力の単価が上がったので、月々の支払い金額が上がったので、390万円を見込んだんだという説明でしょう。何でそれを初めからできないんだという話だよ。だから、みんながいらいらする。

東梅康悦議員のところでは80%の施設があるのかと言って、私は事前にこの議題が出たときに自分の施設を見回しました。そうしたら、東北電力さんと契約している某老人ホームは、1月から順に1割増し、2割増し、4割増し、2割増し、5割増し、先月は7割増しなんです。民間電力と契約をしている某施設もあるんですよ。そうしたら、4月から3割増し、7割増し、7割増し、6割増し、7割増し、先月、8割増しなんです。経営者というのは、どちらを選択してリスクを負いながら経営するんですよ。

だから、390万円、いいんです。390万円が100%だとしたら、これは違うんだ。何でかという、節電はどこで図るんですか。プラスになったから払ってください。全部役場が見ると言ったから、節電は図られないんですよ。税金を投入しているから、皆さんも節減効果、シミュレーションしたら数字がこうだ。390万円、3月までに上がるだろう。でも、あんたたちも頑張ってくれよと。だから、390万円が100%だとしたら、役場はそのせめて半分は応援するからが本来じゃないんですか。100%上がる見込みで390万円だとしたら、それは違う。うちほうの法人、合計したら年間1,000万円ですよ、値上がり。だから、冒頭で歳入のところを話したんです。そんなだったら電気料金で潰れていきますよ、福祉関係者は。老人ホームだけでない、こども園もそうだし、障害者

の施設だって、みんな泣いているんだから。だから、税金を投入して指定管理をするわけだから、積算をきちっとすることとシミュレーションをきちっとすることと想定をするということとそれを覚悟で指定管理が受けているわけだから、あなた方のリスクはどこにあるんだかということもきちっと議論してほしいですよ。ああ言ったからこう言ったの話でなくて。それが協議なんですよ。財政課だって、100万円くれって言ったら、いやー、ちょっと金ねえから80にしてけろ、65にしてけろと協議するじゃないですか。それが節約ですよ。390足りないから390だとしたらね、それは違うだろうと。これが500万だとか600万、想定されているから、あなた方も頑張っってね、でも、利用者さん、来るなというわけにいかないよねと。でも、それはお互いにリスクを負いましょうね、そのための指定管理でお願いしているからねというようなことだったら話は分かる。いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 今のお話のとおり、この金額を出す際、指定管理者との協議の中でも、当然、これにも増して節電、節約に努めることということでやってございます。

その具体的な例としては、やはり夜間照明の不必要なところの消灯であったり、あるいは、時間短縮ということも既に実施してございます。あと、施設内の設備についても、休館日、要は夜間から朝まで、そういったもので本当に必要がないものについて改めて見直して、例えばトイレのちっちゃい暖房設備とか、そういったのは消灯とかということで節電に努めていただくようお願いをしております。

あと、もう1点、390万円というのが全てかということ、そうではなく、今回、11月、12月、1月、2月と実績が出ます。その実績をもって最終的に増えた分での、そういった節電努力もしていただきながら、協定を締結して補うという形で考えてございますので、今回、御審議いただいている390万円そのまま上乗せで行くということではなく、今お話しした節電なり、あるいは、実績を見た上で定めていきたいと考えてございます。その件についても協議させていただいております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） であれば、390万円を今後、協議していくときに、390万円マックスで予算は通ったけれども、皆さんも節電してくださいねと。でも、さっき言うように、甲と乙があるわけだから。その増えた分を390万円を限度として、得意な戦法ですよ。



それを限度として認めるという話になってしまうから。

だから、私が言いたいのは、390万円を限度として甲と乙で増えた分のどの程度の割合で負担するのかということも協議して行ってください。増えた分まるっこじゃあ、それは納得がいかないんだよ、だって。節電効果というのは、我々見えないんだもの、数字で。あれだけ夜もつけて。いや、半分になった、暗くなった、8時になったって全部消えたとかって、ちょっとそれも極端な表現なんだけれど。いずれ見えないものを算定するのは無理なので、390万円上代なんだけれども、幾らかと言って効果を見てという効果をきちっと決めてくださいということ、負担割合を。いかがでしょうか。最後です。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 御指摘、ありがとうございます。

指定管理を受けている業者も、それなりに今、課長の言ったとおり、様々な努力をしているという点は御理解いただきたいとは思いますが、ただ、今、芳賀議員から御指摘ありましたとおり、内部で、甲と乙ということを含めまして、言われた、かかった金をそのままというような議論だけで予算を組むという姿勢はいかがなものかという御指摘は、そのとおりな部分があると思います。それを管理監督する私といたしましても、この点については予算の審議に、当然、ここにおける場合には予算審議をしまいいりますけれども、その点を踏まえまして十分に配慮すべきことだったと思います。これは反省をいたします。その反省は、今後の指定管理の在り方、維持管理費の在り方に反映をさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 大体、皆さんのやり取りでそういうものなのかなと思って聞いていました。

だけれども、ここで、やはりどんなことがあっても、甲と乙の取決めとして月次報告で電力会社を変えたと言っていましたけれども、ライフラインだ。公共施設のライフライン。例えばですよ、水道を変えて地下水にしました。なっても、月次報告でやっていくんですか。ライフラインですよ。そこの見方が違うと思うんですよ、この委託業者がね。やはりどうしても、一般質問の中にもあったように、一極集中になっていくとそこになれ合いが出てくるんですよ。こんなライフラインの大事なことを変えるのに、月次

報告だけでいいんですか。その件についても考えを改めてもらわないと、次のまたさらに新しい任期が来れば、また再度入札もあるでしょう。だから、こういう中途半端なことをやらないで、もう少し議会でこんな何だかんだでもめないように、なるべくなら行政のほうでもっと上から指示するなり、町民の納得がいくような説明をしなければならぬんですよ。先ほど参与のほうから私の説明が足りなかった。ですから、保障の話も出ました。そこなんです。やはり是々非々の問題だからね。金が1年間に何千万と動く施設ですよ。そういうところに、いやいや、月次報告はあったからそれでいいんだでは済まされないんですよ。そこが行政の足りないところだと私は思いますけれども、その辺についてどう思いますか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 全く御指摘のとおりと思います。

1つは、電力会社を変えるということは、要は今、言ったような様々な料金の変更等も含めますし、単に削減効果のために変えるということだけで議論は進まない。そういう案件だと思います。それが月次報告といいますか、そのレベルで進んでしまっていたことに関しては、これは問題意識を私は感じております。管理監督者として問題意識を感じております。

それから、もう一つは、そういうことを踏まえまして、先般から御指摘ありましたとおり、指定管理者の評価の在り方、これについても御指摘をいただいていると思っておりますので、次年度以降の指定管理につきましては、きちんとどの点がどういう形で評価されるのか。評価項目というものを定めてきちんとした評価の上で進めてまいりたい、こういうふうに思っております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 分けたつもりだけど。

もう一つは、300何がしのお金の補正予算が出たと。これでそのまますんなり行くのか。補正にさらにまた補正をかけなければならないようになるのか。ここは分かりません。そして、早く言えば、月次報告で変えた以上は、自分たちが絶対に、みんなそう思っているけれども、リスクを負わなければならないんですよ、今の事業者が。そこをもう少し、リスクは必ずあるものだということで、やはり事業者にもそれも指導してください。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長(北田竹美君) 本件については、歳出の分は390万円ということではありますが、金崎議員から御指摘ありましたとおり、リスクの分担の在り方についてはきちんと議論、調整をさせていただきます。

○議長(小松則明君) 澤山美恵子君。

○5番(澤山美恵子君) 私は金崎議員と同じようなことを聞きますけれども、これは町長に聞きます。

こうして指定管理について議員が様々な不信感を抱く。これはやはり特定事業者に対して丸投げ状況にあるからだとは思いますが、こういうソフト事業に直結するソフト事業を丸投げ状態にしているのでしょうか。今後のまちづくりについて、やはりきちんと考えてほしいんですが、町長の考えとしてはいかがでしょうか。

○議長(小松則明君) 町長。

○町長(平野公三君) 今、ここを議論しているのは指定管理ということになりますし、それ以外にも業務委託とかという、総体的に見て一極集中という話だと、澤山議員のお話だと思います。これはきちんとやはり随意契約を含めて、この前お話ししたとおり、随意契約の在り方についてはしっかり見直しが必要だと思います。

また、指定管理につきましても、様々議員の方々から出たとおり、リスク分担をどうするのか、そういう部分はどうかと、きめ細かなところがないがためにこういう形になっているのではないかと思います。やはり指定管理においては、住民サービスはもちろんですけれども、効率化という部分も一面ありまして、そういう意味のしっかりと評価をするということになりますから、指定管理につきましては、当初3年、以降5年という形で評価をしながら進めていくこととなりますので、今回、指定管理が来年からまた変わるということで準備しておりますけれども、それはきちんとやはり町民の方々、議員の方々に明確になるように、内容がどうなのか、具体的な運営はどうなるのかというあたりも含めて、明確になるような取組をしていきたいと思っております。

○議長(小松則明君) 進行いたします。

13時40分まで休憩いたします。

休 憩

午後0時29分

○

再 開

午後1時40分

○議長(小松則明君) 再開いたします。

3 項戸籍住民基本台帳費。進行いたします。

4 項選挙費。進行いたします。

7 項地方創生費。臼澤良一君。

○2 番（臼澤良一君） 地方創生費の負担金、補助及び交付金の移住支援金支給事業補助金60万円についてお尋ねします。この制度は2019年度からスタートしていると理解していますが、世帯の場合は100万円、それから、単身の場合は60万円ですか。現在、この補助金を活用して何名の方が大槌に移住されているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長 農業委員会事務局長併任(岡本克美君) お答えいたします。

この移住定住支援金につきましては、議員おっしゃるとおり、2019年からスタートしてございましたが、実は今回までゼロでございます。それで、当初予算で100万円計上してございまして、1世帯、今回、また新たに申請がございましたので、追加で補正しているところございまして、2世帯でございますが、増加した人数は4人でございます。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2 番（臼澤良一君） ありがとうございます。

実は、最近テレビ等で移住が結構、取り上げられています。地方によっては、人口減少が進んでいるわけですが、移住者の奪い合い、取り合いとか、うまく表現ができないんですが、そんな様相が感じられます。

そこで、今の2世帯、4人ということですが、大槌の移住希望者を呼び込むために、他の自治体に、ほかの自治体がない大槌の魅力をPRするべきだと思いますが、どのような広報活動を展開して呼び込もうとしているのか。お考えをお伺いします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長 農業委員会事務局長併任(岡本克美君) お答えいたします。

昨年度まで実績ゼロだというのは、実はこれは県の事業なんですけれども、非常に条件が厳しかったんですよね。今年から条件が緩和されまして、今年からは当町でも2世帯が適用になるような形になりました。

当町としての取組は、当町だけではございませんが、移住・定住に関するPRの専用サイトを設けてございまして、実は昨日も移住・定住の地域おこし協力隊の説明会を行いました。そちらの中でも御説明いたしましたが、ココカラオオツチというサイトで

紹介してございますし、それから、首都圏でPRイベントが先月開催されましたけれども、そちらのほうでも7名の方に当町を目当てに話を聞きに来ていただいたり、当町としても引き続き、大槌町の魅力発信を行いながら移住・定住の促進を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。

この移住対象者が関東圏、東京圏ということで伺っていますけれども、ぜひ東京圏の方に大槌の、ココカラオオツチのサイトを使って魅力を発信しながら人口を増やしていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

3款民生費1項社会福祉費。進行いたします。

2項児童福祉費。16ページ、上段まで。進行いたします。

4款衛生費1項保健衛生費。進行いたします。

2項清掃費。進行いたします。

6款農林水産業費1項農業費。進行いたします。

3項水産業費。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 水産業緊急支援補助金の500万円についてですけれども、説明ですと、前年水揚実績の2%分の燃料費高騰分として支援、上代が20万円、下限が5万円ということは、2%で20万円だと年間の水揚高が1,000万円。5万円だと250万円になるわけですよ。250万円を単年度で水揚げするというのは、兼業しているとほぼ無理なんじゃないかなと。養殖している人は別ですよ。ただ、今、アワビの時期なんですけれども、ウニとかアワビとか浅海魚のみでやっている方というのは、250万円の水揚げというのはちょっと無理なのではないかなと思うんですが、そういう人たちが多いんですよね。なので、この下限の5万円という考え方について、そういうのを加味してなおかつやったのか。その辺の算定についてお尋ねします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長 農業委員会事務局長併任（岡本克美君） まず、おわび申し上げます。先日の合同常任委員会で5万円と記載してございましたけれども、申し訳ございません。これは5,000円でございます、大変申し訳ございません。10万円ということ

でございます、10万円以上の水揚高ということでございます。大変失礼いたしました。  
申し訳ございません。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） それだと皆さんに説明もしやすいので。さっき言った事情がある  
んですよ。そうすれば、高齢者の人がなおかつアワビでもウニでも行って孤漁なんだ  
けれども、年間の水揚げに対してそのぐらいの額でももらえるのであれば、よいかなど  
思いました。ありがとうございます。聞いてよかったです。聞かなければとんでもない  
ことになったので。ありがとうございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

7款商工費1項商工費。進行いたします。

8款土木費2項道路橋梁費。進行いたします。

3項河川費。進行いたします。

4項都市計画費。進行いたします。

9款消防費1項消防費。進行いたします。

10款教育費2項小学校費。進行いたします。

3項中学校費。進行いたします。

4項義務教育学校費。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 学校費の中の電気料の高騰分ということで、吉里吉里の場合はた  
しか発電して売電してということを知っているわけですが、大槌学園の場合はどのよ  
うな感じになっているのでしょうか。

それと、ああいう大きな施設でありますので、320万円という電気料なんです、  
月々どの程度、電気としてのランニングコスト、その部分を教えてください。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（松橋文明君） 東梅康悦議員の御質問にお答えをいたします。

まず、いわゆるソーラーシステムのところでございますが、吉里吉里学園小中学部の  
ほうは、確かに売電をしております。大槌学園でございますが、実は大槌学園、高圧電  
力ということで、それから業務用ということになっておりまして制度が改正になりまし  
て、そういったところは売電ができないというふうになってしまっていたので、あくま  
でも大槌学園のソーラーは自家消費の分ということになってございます。

それから、月々の電気料の平均ですが、大体70万円から80万円ということになってご

ざいます。ただ、これは、コロナになって換気やら何やらということで、夏場も開けたり冬も開けたりというのがるので、これはどうしてもこれから増えるかなという見込みでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） コロナで換気するということは、熱の効率が悪くなるので電気料がかさむというのは分かりますが。

今、70、80という月々の電気料ということなんですが、ちなみにコロナ前、恐らくこれ以下だと思うんですが、コロナ前の数字等もあるのであればよろしくお願ひしたいと思ひますし、また、今回の329万2,000円の電気料の関係も、冬休みがあるわけですが、いつからいつ頃の方で月々の上昇分がこのぐらいというものをお持ちであれば教えてください。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） お答えいたします。

まず、コロナ前ということでございますけれども、コロナ前は資料が今、ございませんが、昨年度ですが50万円から60万円が平均でございます。今年度ですけれども、先ほど教育長が答弁いたしました70万円から80万円、ただ、多い月ですと90万円、10月ですと100万円ということで若干高くなってまいりましたので、そこで値上がりしております。

それで、値上がり分なんですが、実は令和5年2月分から高くなる、大幅に上がるということでございます。大体、シミュレーションいたしますと、70万円から80万円程度上昇するというふうに見込んでおります。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） ああいう大きな建物が70から80というとき、先ほどの話になりますが、60、70の世界がおしゃちではあると。確かに稼働時間とかそういうのはあると思うんですが、やはり義務教育学校のああいうような大きな建物でさえ70、80というとき、やはり今回のおしゃちの部分はかなり無理があるのかなというところを改めて思ひました。

以上です。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

5項社会教育費。進行いたします。

6項保健体育費。進行いたします。

12款公債費1項公債費。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。阿部俊作君。

賛成ですか、反対ですか。

○8番（阿部俊作君） 反対討論になります。

○議長（小松則明君） 発言席へどうぞ。

○8番（阿部俊作君） 阿部俊作といたします。

今、本当に重要な施策、様々出されて、すぐ決めなければならない事案がいっぱいあります。しかしながら、その中で、3月にも否決した業者による今回の不適切な予算、それはどうしても認められない。

それはどういうことかといいますと、まず、この事業者は、電気供給する会社を相談なく変更しております。本来は公金が出ている委託部分であります。電気料金は公金から出ているわけで、この部分を業者は言わば勝手に決めたことになり、ここにおいて出た赤字、こういうものは業者の責任であるべきです、本来は。それをここで町として公金をもって負担するというのは、これはあり得ないことです。

監査、審査、検査というのは、疑いをもってかかることでなければなりませんけれども、3月に不正というか、ちょっと過剰な金額があった。それで否決されて、それでずっと見てきました。また同じように町の委託事業においてこのように加算された金額要求、これは認められるものではありません。確かに事業として精いっぱいやっております。そうした立派にやっていることを見ても、公共事業をいろんなことで、ただ単に利益を上げるような事業ではないし、この事業実証を勘案してみても、根本で委託事業者の資質が欠ける事業運営のように考えてしまいます。本来、公共事業でその中で多少の利益を上げてもいいけれども、委託は利益をどんどん上げるような、そういう形で委託しているわけではありません。図書館をはじめ町の教育、町の皆さんの憩い、そういう施設の重き部分が含まれております。

そういうことで、電力会社を勝手に変えて赤字になりましたから、負担が上がりましたから、これは町で負担する金額ではないし、この部分に関して本当に残念ながら、この一般会計補正予算を賛成することができなくなりました。申し訳ないと思うけれども、きちんと委託事業の在り方、それを考えてほしいと思います。



終わります。

○議長（小松則明君） その他、討論はありますか。菊池忠彦君。

賛成ですか、反対ですか。

○1番（菊池忠彦君） 反対の立場で。

○議長（小松則明君） 壇上へどうぞ。

○1番（菊池忠彦君） ただいま議論になっている一般会計補正予算第6号採決に関し、反対の立場で討論を申し上げます。

審議の中で、文化交流センター業務委託料増額に関し電気料についての説明がございました。しかしながら、電気料上昇に対しての当局の説明がまだまだ不十分であり、到底納得できるものではないと感じております。また、本定例会一般質問においても、文化交流センターの指定管理の在り方自体に疑念を持たれるという状況の中で、全ての疑念が払拭できるどころか、さらに疑念が深まるという、まさに負のスパイラル状態であります。

しかしながら、他の指定管理施設に対し電気料金高騰への補正をいたずらに反対するものではないということを御理解願いたいと思っております。その上で、現在の燃料費高騰、物価上昇においての町民の生活を鑑みると、増額の内容においても再考の余地があると、そのように判断をいたしました。

以上のことから反対の立場で討論するものであります。

○議長（小松則明君） ほかに討論者、ありますか。佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） ただいま反対討論、意見がありましたけれども、私は賛成の立場から発言させていただきます。

令和4年度大槌町一般会計補正予算の中でただいま議論になりました指定管理者の電力料金に関する疑念の件ですけれども、私の捉える範囲では、事業者としては事業者自身も恐らくコスト削減の意識があったために、当時は新電力のほうが安価であるという視点に立ってそちらのほうの制度を採用して移行したものと理解しました。先ほどの説明でそういうふうに理解しました。ところが、世の中の環境が変わったために、結果的に電力単価が上がってしまったと。契約電力を下げた、新電力に契約先を変えたために、結果的には上がったんですけれども、思いとしては下げたいという意識の下に契約先を変えて、結果として上がったということに鑑みて、この上昇分についての補正は妥当であると判断して、本件については賛成したいと思います。

○議長（小松則明君） その他、ございますか。

討論を終結いたします。

これより議案第66号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、決定いたしました。

賛成少数であります。よって、本案は否決とされました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時01分

○

再 開 午後2時09分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第15 議案第67号 令和4年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第15、議案第67号令和4年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 議案第67号令和4年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、3款国庫支出金2項国庫補助金、補正額16万5,000円の増は、介護制度改正等に伴うシステム改修費の増によるものであります。

7款繰入金1項一般会計繰入金、補正額87万4,000円の増は、介護予防支援事業費の増によるものであります。

2ページをお開きください。

歳出、1款総務費1項総務管理費、補正額33万円の増は、介護制度改正等に伴うシステム改修費の増によるものであります。

5款1項介護予防支援事業費、補正額70万9,000円の増は、介護予防サービス支援計

画書作成委託料の増によるものであります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ103万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,645万7,000円とするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入、一括します。進行いたします。

6ページ。

歳出、一括いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第67号令和4年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第68号 令和4年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第16、議案第68号令和4年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） 議案第68号令和4年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて、その内容を御説明申し上げます。

補正予算書1ページを御覧願います。

第1条、令和4年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度大槌町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、補正予定額350万2,000円の減、計3億1,117万円。第1項営業収益、補正予定額3,916万8,000円の減は、主に水道基本料金免除による給水料の減額であります。第2項営業外収益、補正予定額3,566万6,000円の増は、主に水道基本料金免除による他会計からの補助金の増額であります。

支出、第1款水道事業費用、補正予定額919万8,000円の増、計3億4,645万9,000円。第1項営業費用、補正予定額873万円の増は、各施設における電気料金の値上げによる増額であります。第2項営業外費用、補正予定額46万8,000円の増は、企業債利息の増額であります。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。また、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億854万2,000円は、当年度消費税及び地方消費税収支調整額814万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金5,150万9,000円、過年度内部留保資金4,889万円を補てんするものとする、に改める。

収入、第1款資本的収入、補正予定額、増減なし、計9,589万3,000円。第2項補助金、補正予定額1,305万4,000円の減並びに第4項負担金、補正予定額1,305万4,000円の増は、旧簡水起債元金償還及び施設耐水化詳細設計業務に係る補助金並びに負担金における収入の性質変更による精査結果であります。

第4条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額3,051万3,000円を7,351万3,000円に改める。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

4ページをお開きください。

令和4年度大槌町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書。4ページ、5ページ全部です。進行いたします。

6ページをお開きください。

令和4年度大槌町水道事業会計予定損益計算書。6ページ、7ページ、全部です。進行いたします。

8ページをお開きください。

令和4年度大槌町水道事業予定貸借対照表、資産の部。進行いたします。

9ページ、負債の部。10ページ上段まで。

資本の部。進行いたします。

11ページに入ります。

令和4年度大槌町水道事業会計補正予算、収益的収入及び支出、収入、1款水道事業収益1項営業収益。進行いたします。

12ページ、2項営業外収益。進行いたします。

13ページ、支出に入ります。

1款水道事業費用1項営業費用。進行いたします。

2項営業外費用。進行いたします。

14ページ、資本的収入、収入、1款資本的収入2項補助金。進行いたします。

4項負担金。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第68号令和4年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○

日程第17 議案第69号 令和4年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第17、議案第69号令和4年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） 議案第69号令和4年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて、その内容を御説明申し上げます。

補正予算書1ページを御覧願います。

第1条、令和4年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度大槌町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款公共下水道事業収益、補正予定額434万1,000円の減、計7億4,741万4,000円。第1項営業収益、補正予定額21万8,000円の減は、雨水処理負担金の減額であります。第2項営業外収益、補正予定額412万3,000円の減は、主に分流式下水道等に要する経費の減額であります。

第2款漁業集落排水事業収益、補正予定額238万4,000円の増、計2億831万6,000円。第1項営業収益、補正予定額3万4,000円の減は、雨水処理負担金の減額であります。第2項営業外収益、補正予定額241万8,000円の増は、主に他会計補助金の増額であります。

支出、第1款公共下水道事業費用、補正予定額434万1,000円の減、計7億5,261万4,000円。第1項営業費用、補正予定額754万円の増は、各施設における電気料金の値上げによる増額であります。第2項営業外費用、補正予定額1,188万1,000円の減は、財政融資資金の減額であります。

第2款漁業集落排水事業費用、補正予定額238万4,000円の増、計2億831万6,000円。第1項営業費用、補正予定額273万円の増は、各施設における電気料金の値上げによる増額であります。第2項営業外費用、補正予定額34万6,000円の減は、財政融資資金の減額であります。

第3条、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額8,131万9,000円を9,061万9,000円に改める。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

4ページをお開きください。

令和4年度大槌町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書。4ページ、5ページです。進行いたします。

6ページをお開きください。

令和4年度大槌町下水道事業予定損益計算書。進行いたします。

8ページ、令和4年度大槌町下水道事業予定貸借対照表、資産の部。進行いたします。

9ページ、負債の部。

10ページ、資本の部。

12ページ、令和4年度大槌町下水道事業会計補正予算、収益的収入及び支出、収入、1款公共下水道事業収益1項営業収益。進行いたします。

2項営業外収益。進行いたします。

13ページ、2款漁業集落排水事業収益1項営業収益。進行いたします。

2項営業外収益。進行いたします。

14ページに入ります。

支出、1款公共下水道事業費用1項営業費用。進行いたします。

2項営業外費用。進行いたします。

15ページ、2款漁業集落排水事業費用1項営業費用。進行いたします。

2項営業外費用。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第69号令和4年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第18 請願第1号 消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願

○議長（小松則明君） 日程第18、請願第1号消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。菊池忠彦委員長の御登壇を願います。

（産業建設常任委員長 菊池忠彦君 登壇）

○産業建設常任委員長（菊池忠彦君） 請願第1号消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願について審査結果を報告いたします。

本請願は、令和4年12月議会において付託され、12月6日に委員会を招集し審査いたしました。インボイス制度の導入により、今まで免税事業者となっていた中小企業や個人事業主にはこの制度の導入によって減収と事業コストの増額が見込まれるものですが、6年間の経過措置が設けられていることや免税事業者として事業を続けるか、インボイス事業者として登録し事業を継続するかの選択は事業主ができること、また、インボイス制度の導入によって事業者間での不公平が是正、解消されることや軽減税率制度

による本来の課税と納税の仕組みに戻ることに等しい意見があり、委員会では全会一致で本請願を不採択にすることに決定いたしました。

審査の結果につきましては、請願審査報告書のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） お諮りいたします。本案は付託案件でありますので質疑を終結したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより請願第1号消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れはございませんか。（「なし」の声あり）なしと認め、確定いたします。

賛成少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

○

#### 日程第19 議員派遣の件

○議長（小松則明君） 日程第19、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに決定いたしました。

○

#### 日程第20 閉会中の継続調査の件

○議長（小松則明君） 日程第20、閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

総務教民、産業建設の各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。



お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された議案は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

以上で、令和4年12月大槌町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉 会 午後2時32分

上記令和4年12月定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

副議長

議 員

議 員